

平成23年度東金市外三市町環境クリーンセンター焼却灰等の放射性物質濃度測定結果

東金市外三市町環境クリーンセンターでは放射性物質対策特別措置法に基づき焼却灰等の放射性物質濃度測定を実施しており、下記の通り全て埋立基準を満足しております。

測定機関 株式会社ダイワ・財団法人 千葉県薬剤師会検査センター
 測定方法 放射能濃度等測定方法ガイドライン(環境省)
 ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー(文部科学省)
 緊急時における食品の放射能測定マニュアル(厚生労働省)
 使用測定機 キャンベラ社製 ゲルマニウム半導体検出器

測定対象	試料採取日	測定値(ベクレル/kg)		
		放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
焼却灰	6月28日	301	289	590
	8月29日	48	51	99
	10月27日	48	63	111
	12月20日	38	52	90
	2月2日	15	23	38
	2月29日	19	30	49
	3月23日	41	57	98
焼却飛灰	6月28日	1,040	1,140	2,180
	8月29日	608	655	1,263
	10月27日	604	719	1,323
	12月20日	355	436	791
	2月2日	192	263	455
	2月29日	220	302	522
	3月22日	210	318	528
溶融スラグ	6月27日	163	183	346
	10月27日	41	54	95
	12月28日	21	30	51
溶融飛灰	10月25日	1,400	1,690	3,090
	12月28日	918	1,200	2,118

※12月以降の溶融スラグ及び溶融飛灰の測定結果は、溶融炉休止のためありません。

〈備考〉

焼却灰とは、ごみを燃やした燃えがらのことで焼却炉の底から排出される灰のことです。
 焼却飛灰とは、ろ過式集じん器で集められた排ガスに含まれている細かなちり(ばいじん)のことです。
 溶融スラグとは、焼却灰を高温で溶かし、冷やし・固めてできるガラス状の物質のことです。

〈基準値等〉

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成23年12月14日環境省令第33号)」に定められた基準	指定廃棄物の指定基準 (焼却灰等の埋立基準)	セシウム134とセシウム137の合計	8,000	ベクレル/kg
	事業場の周辺の大気中の濃度限界	セシウム134	20	ベクレル/m ³
		セシウム137	30	
	事業場及び最終処分場の周辺の公共の水域の水中の濃度限界	セシウム134	60	ベクレル/l
セシウム137		90		